

禁煙外来のご案内

当院では、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を行っています。

＜禁煙治療が保険適用となる条件＞

- 1 スクリーニングテストでニコチン依存症と診断される。
- 2 35歳以上の方については、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上である。
- 3 直ちに禁煙することを希望している。
- 4 禁煙治療を受けることを文書で同意している。
- 5 前回の保険適用による禁煙治療開始から1年以上経過している。

※上記全てを満たさない場合は自費診療となります。

- ・ 診療内容 禁煙指導及び禁煙補助薬処方
- ・ 診療期間 12週，全5回（初回，2・4・8・12週後）
- ・ 診察日 毎週金曜日 午後
- ・ 受付時間 完全予約制



お気軽にご相談ください。

大崎市民病院田尻診療所